



JASDAQ

平成 23 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
代表者の役職名 代 表 取 締 役 社 長 長 瀬 朋 彦
社 長 執 行 役 員
(J A S D A Q コード番号 6 8 7 9)
取 締 役
問 合 わ せ 先 常 務 執 行 役 員 角 田 光 敏
経 営 管 理 管 掌
T E L 0 3 - 3 2 8 0 - 7 5 0 5

「内部統制システム整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を改訂し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本改訂は本日付「当社の吸収分割・吸収合併の完了、及び社名・定款変更に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、吸収分割の効力が本日付で発生したことに伴うものであります。

記

【内部統制システムの整備に関する基本的考え方】

- ・当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）の整備に関する基本方針を定めます。
- ・内部統制システムの整備にあたっては、法令遵守、損失の危険管理および適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定および監視活動等の各種対策を講じます。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施します。
- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、当社の内部統制システムの監督および監視を実施します。
- ・代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備に責任を持ち管理します。
- ・内部統制システムをより有効に機能させるための担当部門を経営企画室とし、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図ります。

- ・当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

以上の考え方に基づき、以下の体制または事項を整備します。

1．取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定め、取締役・従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行うほか、コンプライアンス上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として通報・相談窓口を設置します。

また、当社は社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等の社内諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会において定めるリスク管理に関する基本方針に基づき、当社各部門において個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を図ります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

- （１）職務権限・意思決定ルールに関する社内諸規程の制定
- （２）執行役員制度の採用
- （３）取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算設定、およびITを活用した業績管理の実施
- （４）取締役会および計画進捗会議による月次業績のレビューと改善策の実施

5．当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として全体最適の観点から必要な経営資源配分を行います。またグループ会社管理規程に従い、各社の自主性を尊重しつつ、グループ各社の業務の適正を確保します。また業務監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を適時行います。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図ります。業務監査室は財務報告に係る内部統制について独立的評価を行います。

7．監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行のため、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、そのスタッフの人事考課は監査役が行い、人事異動については、監査役の意見を尊重するものとします。

8．取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口による通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備します。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定します。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長および監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図ります。

以 上